

1. 令和6年能登半島地震におけるこれまでの取り組み

- (1) 市町の被災者台帳の作成支援 (R6.2.19_石川県知事記者会見資料)
- (2) 6市町の被災者台帳の作成支援の状況 (被災者データベースの構築)
(R6.4.1_石川県知事記者会見資料)
- (3) 被災者データベース (被災者の登録状況) について
(5/21_県災害対策本部員会議資料)

2. デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ) TYPES募集要項 (抜粋)

3. 被災者の状況把握の課題と今後の取り組みについて①～④

4. 広域被災者データベース・システムの全国展開について

- 今回の災害の特徴として、インフラ4点(道路、水道、電気、通信)が途絶、寸断本格復旧に時間を要する中、**避難所以外の場所へ広域的に避難**
- 災害関連死の防止には、避難所以外で避難生活を送る**被災者の把握、支援が重要**
- 各主体(被災市町、県、民間支援団体等)が各々で取得した被災者の情報共有が困難

- 6市町の住民数約12万人のうち、
 - ・避難所にいる避難者総数は約13,000人 (2.16時点)
 - ・LINE等による避難所以外の登録者は約10,600人 (2.15時点)
- 熊本地震では直接死の約4倍の人が災害関連死
(犠牲者273人 うち災害関連死218人 (約80%))

⇒ **特に被害が甚大な6市町の被災者台帳を支援するため被災者DBを構築**

被災者の現在の所在地、要配慮事項(介護等)、支援の実施状況等を関係者が管理・共有することで、支援の重複や漏れ防止につながり、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施



6市町

<各種名簿>

- 避難所の避難者名簿
- 個別訪問で取得した被災者名簿 等

【被災者台帳】

広域に避難する被災者の居所等の情報を集約

④ 活用

【被災者データベース】



- ・氏名、住所、連絡先
- ・被害の状況
- ・要配慮事項 など

① 情報提供

② 情報追加

③ アップデート

デジタル庁、防災DX官民共創協議会の協力により構築

石川県

- 1.5次、2次避難所の避難者名簿
→R6.2.16時点_約5,400人
- 避難所以外の被災者名簿
→R6.2.15時点_約10,600人
- 義援金の給付に関する名簿
- 来たらタッチ利用者名簿 等



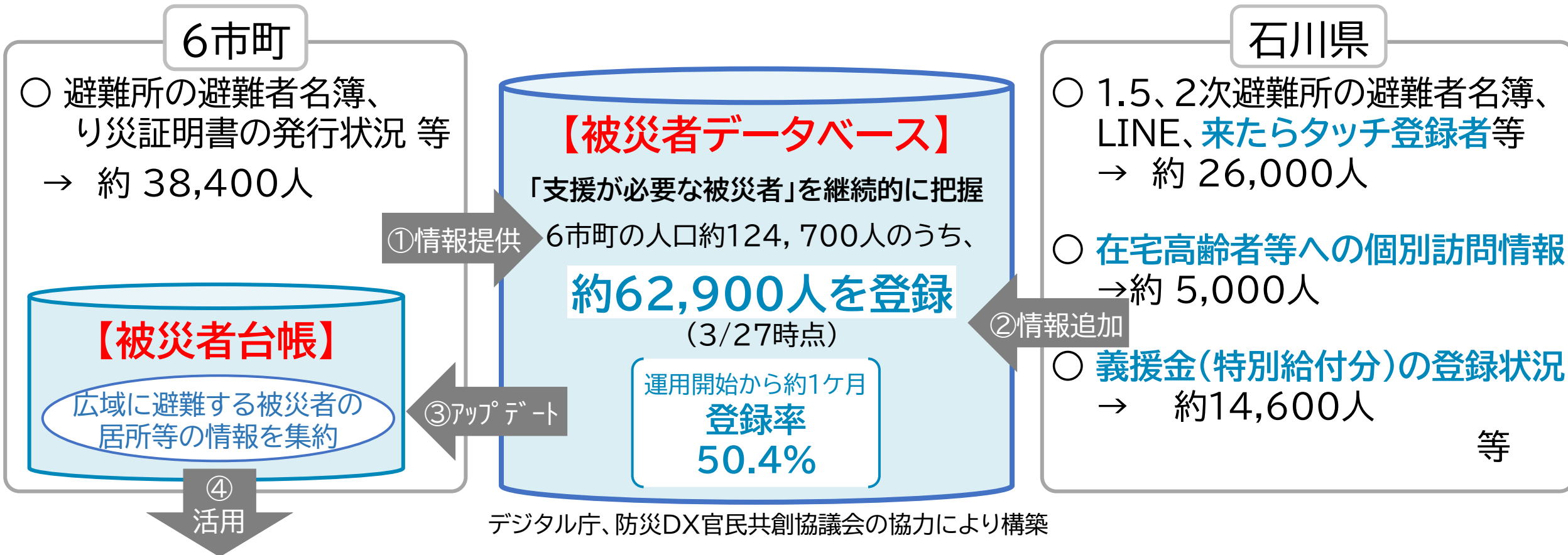
<期待できる効果>

- 災害関連死の防止
被災者の要配慮事項等に応じた見回り
避難者受入れ自治体への情報共有による被災者の見回り
- 被災者への適切な支援情報を届ける
- 情報が一元化され、庁内各課の事務負担の軽減



6市町の被災者台帳の作成支援の状況（被災者データベースの構築）①

- 被害が甚大な6市町の被災者台帳の作成を支援するため被災者データベースを構築
- 被災者の状況等を関係者が共有し、支援の重複・漏れ防止、効率的な被災者支援を実施



- **災害関連死の防止**
→ 被災者見守り・相談支援など
- **適切な支援情報の提供**
→ 給付金の申請案内など
- **事務負担の軽減**
→ 情報収集・集計業務など

6 市町の被災者台帳の作成支援の状況（石川県による情報追加の例） ②

来たらタッチ登録

- ・避難所、入浴施設（自衛隊入浴支援含む）で被災者にSuicaを配布
（東日本旅客鉄道(株)の協力を得て実施）
- ・タッチ機能を活用し、被災者自らの情報提供による状況把握
- ・入浴施設利用者の受付が簡略化され、施設側の事務負担を軽減

登録者数_約6,800名(3/27時点)



<Suicaの配布窓口、カードリーダー>

在宅高齢者等への訪問情報登録

- ・被災者の孤立防止等のため、早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等を集中的に実施
（被災高齢者等把握事業を活用）

登録者数_約5,000名(3/27時点)



<タブレットを用いた支援記録の作成>

義援金(特別給付分)の登録状況

- ・七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の全住民に各5万円を配分
- ・オンライン・郵送（2/26～）、窓口（3/18～）での申請受付を開始

登録者数_約14,600人(3/27時点)

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に
令和6年（2024年）1月1日に、
住民登録している皆さまへ
義援金（特別給付分）
配分のお知らせ

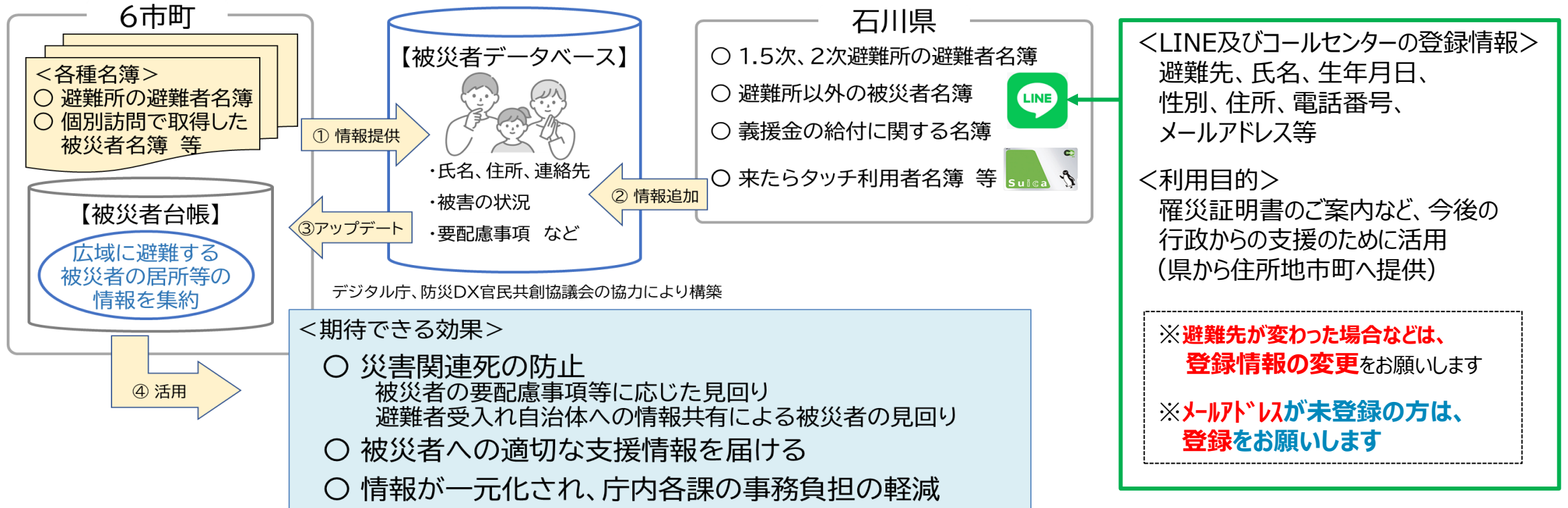
配分対象をご確認の上申請にお進み
ください。

[オンライン申込はこちら](#)

<オンライン申請フォーム>

引き続き、県の支援などを通じて把握した情報を被災者データベースに追加し、**市町とともに効率的に被災者支援を実施**

- 被害が甚大な6市町の被災者台帳の作成を支援するため被災者データベースを構築
- 被災者の状況等を関係者が共有し、支援の重複・漏れ防止、効率的な被災者支援を実施



<6市町住民の登録状況> 101,801人 ※5月20日時点（速報値）（6市町人口約124,700人のうち、登録率約81.6%）
 うち、6市町居住者 **91,384人**

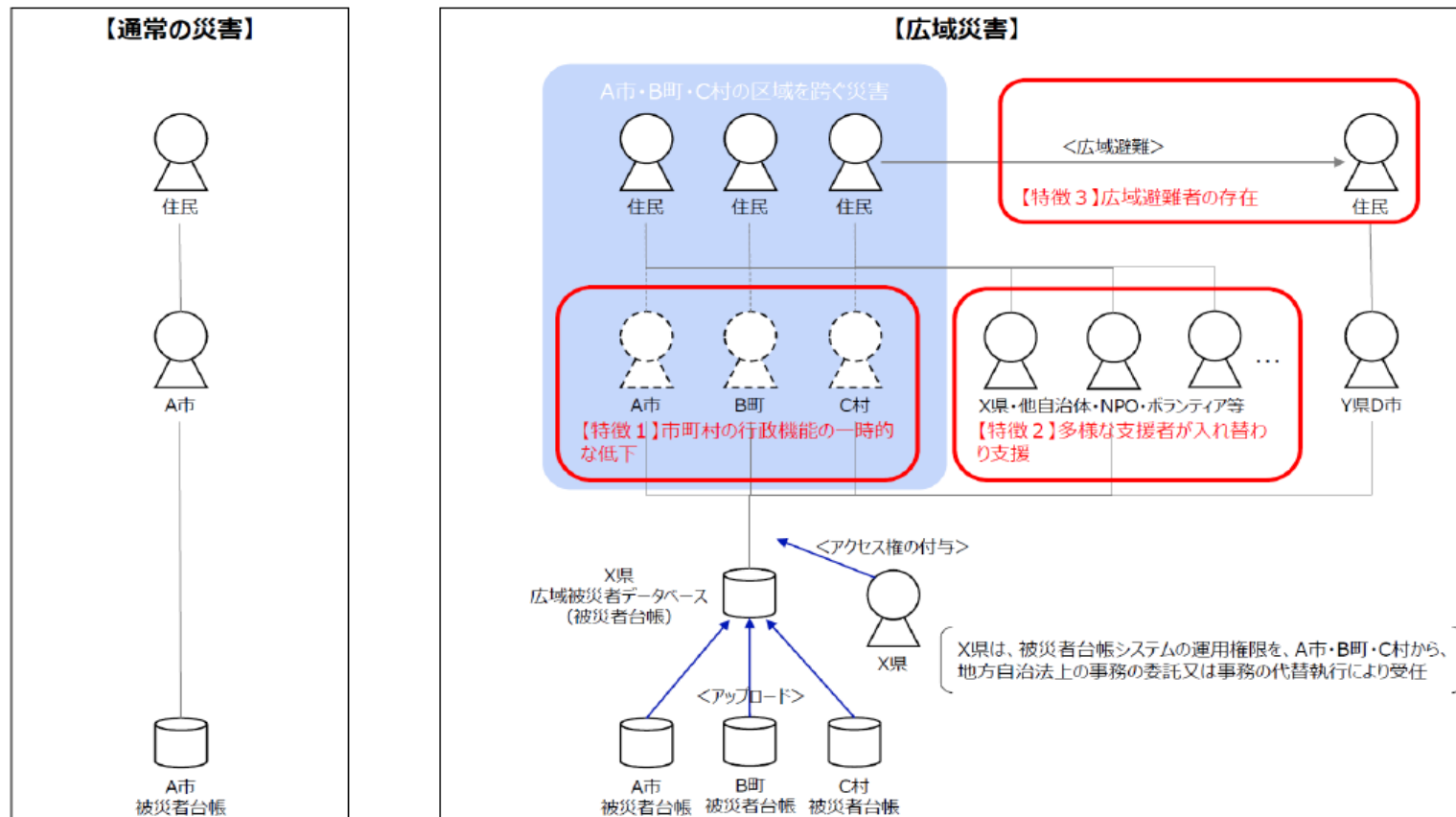


概要

（広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためのデジタル技術の活用）

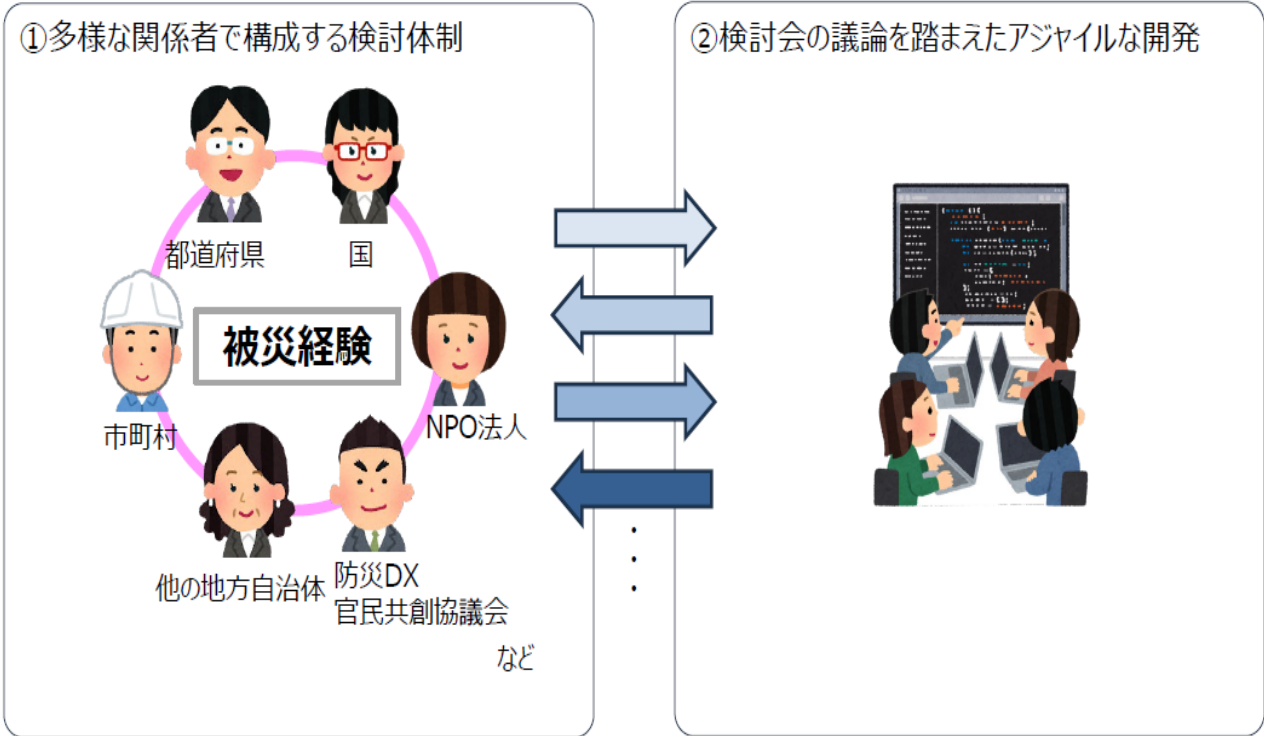
デジタル行財政改革会議

- 令和6年能登半島地震のように、市町村の区域を跨ぐ広域災害においては、通常の災害とは異なる特徴がある（下図参照）。
- このような状況でも、被災者に切れ目のない細やかな支援を行うためには、通常の災害とは異なり、都道府県が、被災者情報の管理を行う上で一定の役割を果たす必要がある。
- 都道府県が当該役割を果たすため、発災直後から市町村の区域を越えて被災者情報を共有できる広域被災者データベースの開発等を先導的に行う都道府県を募集する。





○本プロジェクトにより得られたソリューションは、広域災害が発災した際に他の都道府県も活用できるよう、全国展開をすることを前提としているため、次の進め方を想定している。



※被災者支援のために必要な情報を適切に共有できるよう、個人情報の共有の範囲や取り扱いについて対応を明確化することも検討

③広域被災者データベース・システムの全国展開
 ※仕様書（業務フロー含む）や導入手順書の提供等



被災者の状況把握の課題と今後の取り組みについて①



課題

- 被災者は避難所ではなく、自宅や車中、納屋、ビニルハウス、土蔵等にも存在
 - 災害関連死を防ぐために、避難所以外の被災者を把握する必要性
- 被災者が**広域**に避難（居住地の1次避難所から、他地域の1.5次、2次避難所等へ）
 - 広域で被災者情報（特に**要支援者**）を**把握・共有する仕組み**が必要

避難所から退所された避難者（17,102名）はどこへ？

⇒内閣府防災からの通知（1/17付け）

「避難所外被災者への適切な支援の実施について（依頼）」

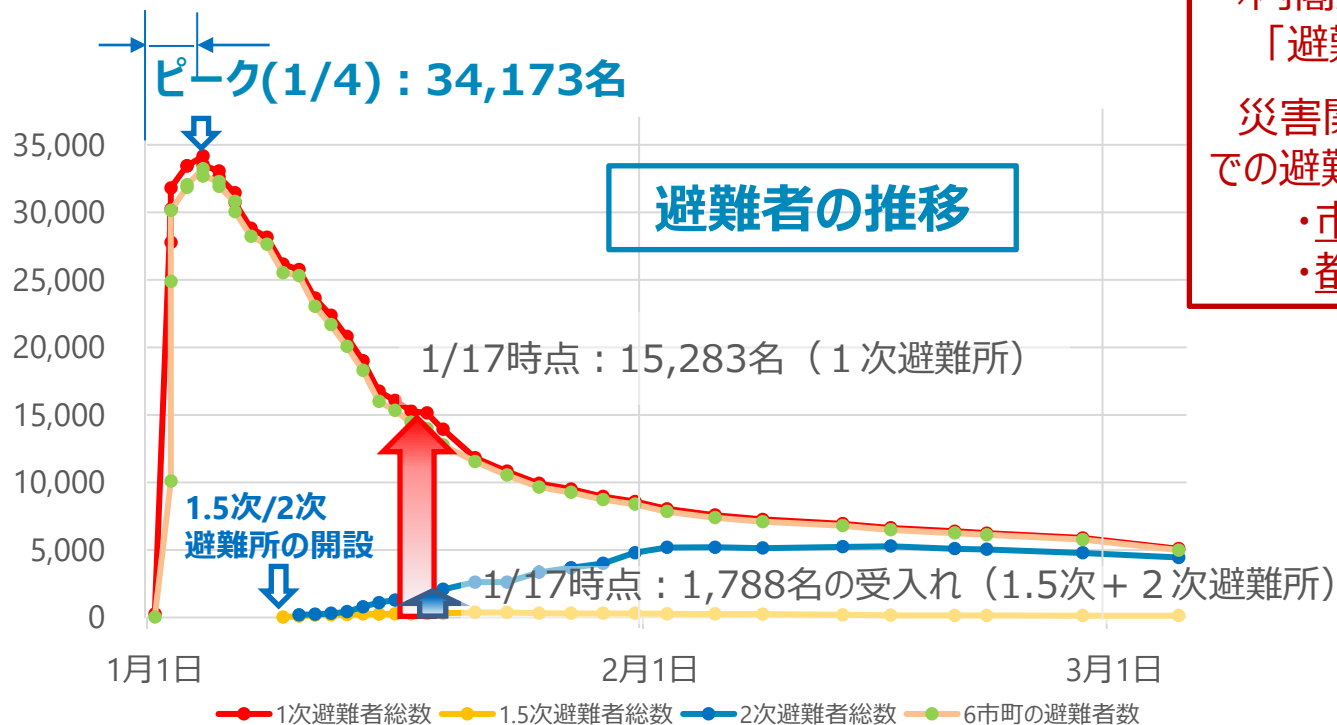
災害関連死を防止するためには、在宅や車中泊などの避難所以外での避難生活を送る被災者の方々への支援も重要である。

- ・市町は適切に避難所外被災者の支援を実施
- ・都道府県は、市町が万全な対応を行える助言

市町、県、関係機関等が、必要な情報を連携する「**被災者データベース**」を構築

→ デジ田交付金を活用した取組について、国と協議中

避難者把握に要した日数



被災者の状況把握の課題と今後の取り組みについて②

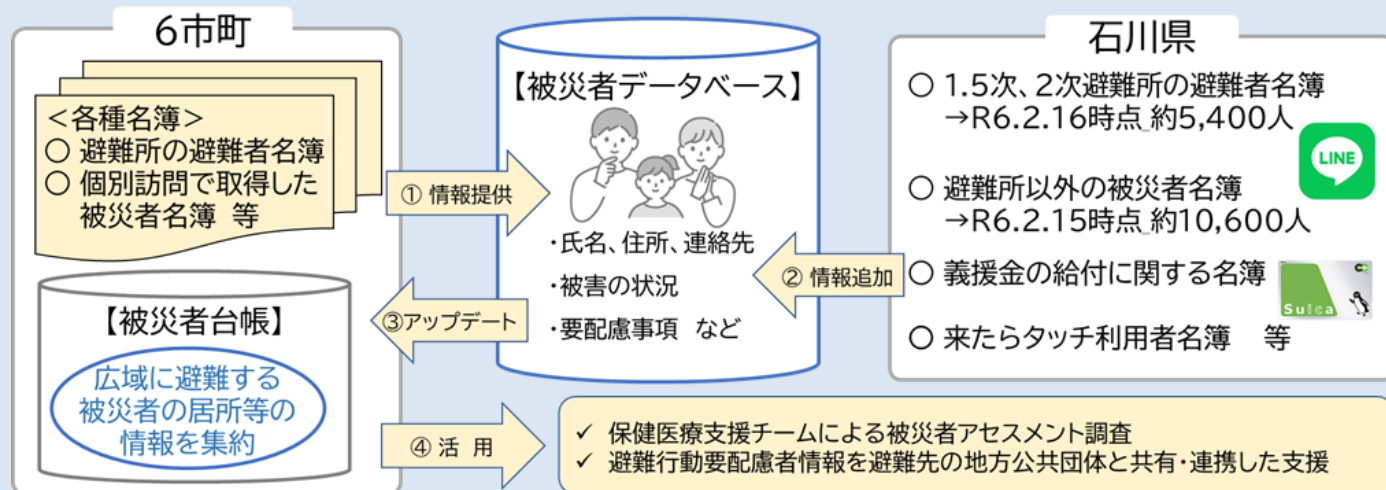


課題

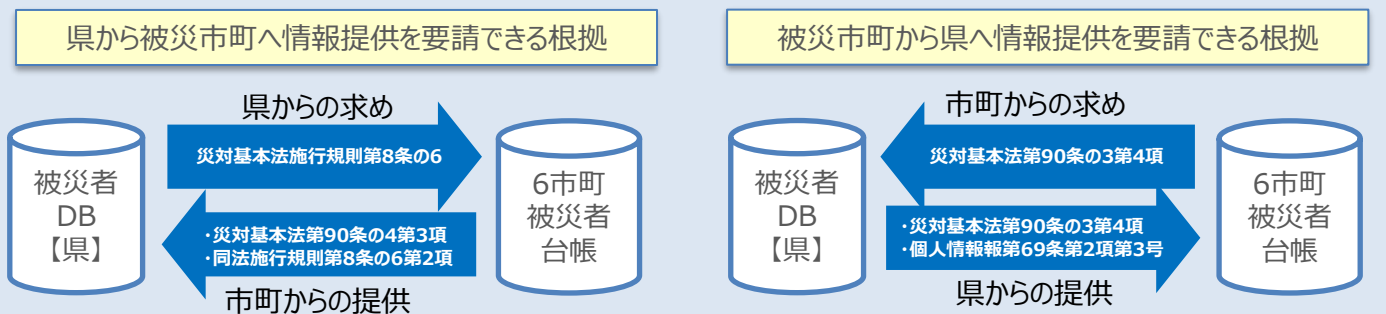
- 市町が作成する指定避難所の被災者名簿は手書きやExcel等の独自フォーマットのため、名寄せが大変
- 指定避難所以外には市町職員等の運営者がおらず、民間のボランティアや被災者自らが運営していたことから、名簿が作成されていない
- 避難所以外にいる被災者を把握する仕組みがない
- 広域避難にあたっては、「避難行動要支援者名簿（災対法第49条の10）」が必要であるが、名簿がデジタルで作成されていないため、名寄せができない
(必要な情報が避難先に伝わらない)

取組

広域被災者データベースを構築（防災DX官民共創協議会が協力）



個人情報の適切な取り扱いのため、法的根拠や本人同意など必要な対応を整理（個人情報保護法と災対法との関係）



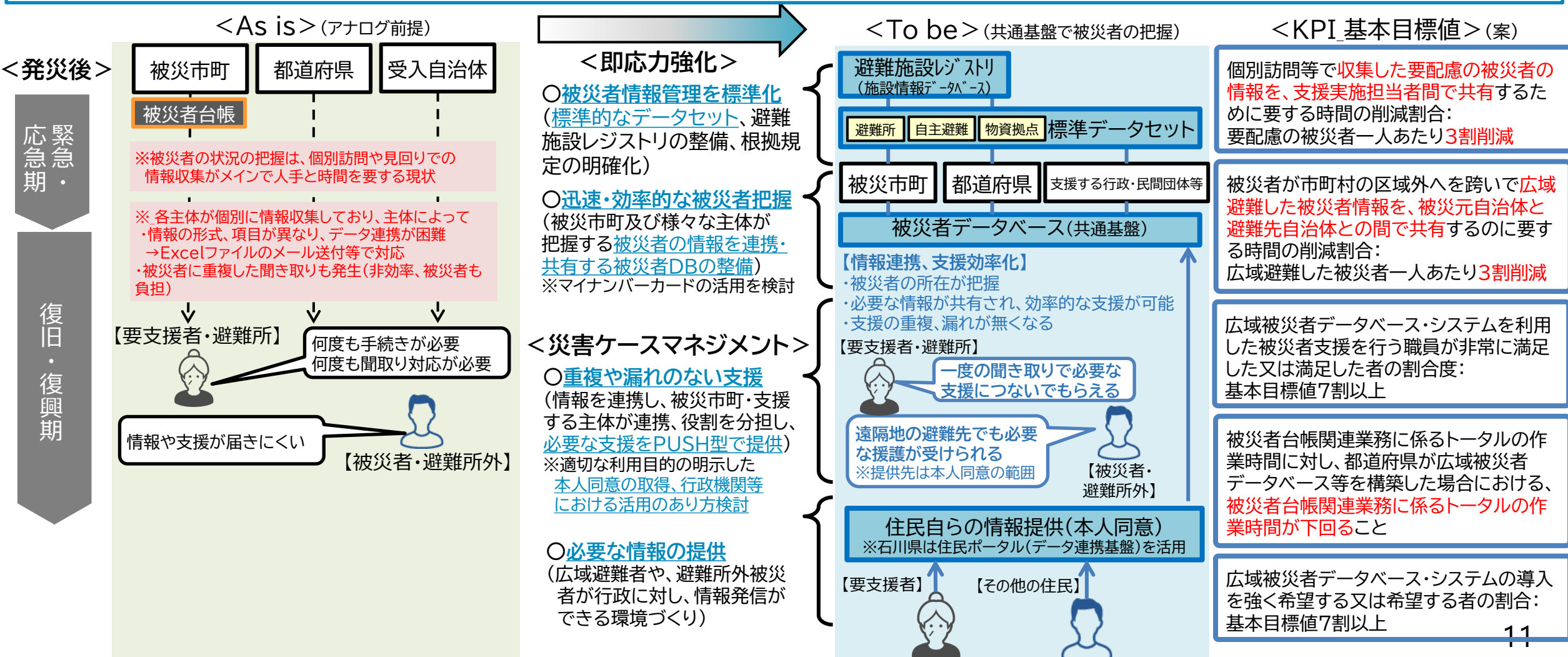
被災者の状況把握の課題と今後の取り組みについて③



(広域災害における即応力の強化、災害ケースマネジメントの実効性の確保)

課題：広域災害では、**市町村の行政機能が一時的に麻痺**し、被災者が広域に避難する等もあり、被災者情報の把握、支援団体等との連携等、**被災者支援のために必要な様々な業務の実施が困難**になる。

対策：広域での効率的な支援において、**標準化された避難所や被災者の情報に基づく**支援団体等との円滑な連携が必要である。広域自治体は基礎自治体と連携しながら、発災時における**情報把握・共有のためのルールとツール（被災者DB）を整備**する必要がある



緊急期・応急期

復旧・復興期

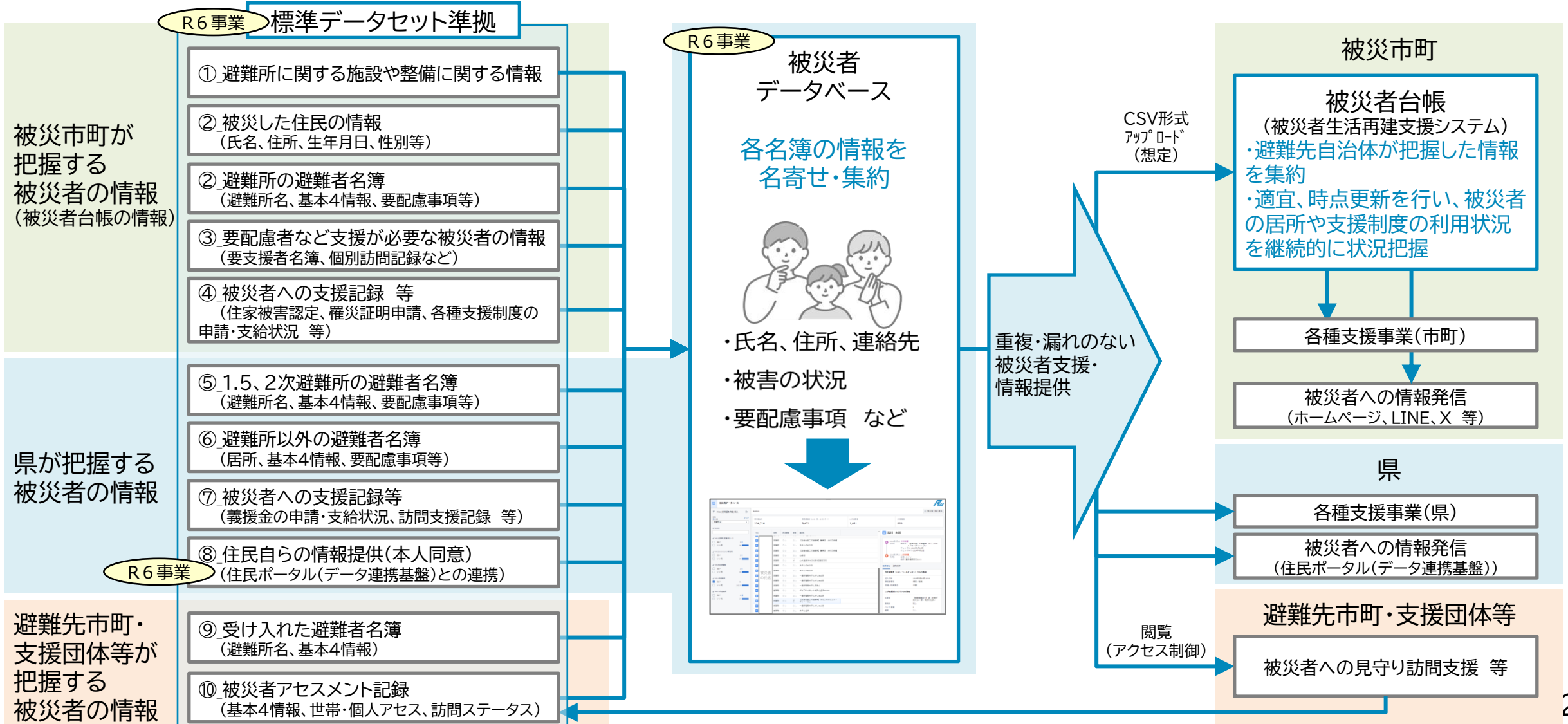
被災者の状況把握の課題と今後の取り組みについて④



(参考_支援者名簿作成のための情報連携フロー (Tobe))

あるべき姿 (ToBe)

各主体が把握する被災者情報が一元的に集約されることで、各主体が支援を行う場合に必要となる支援対象者リストを被災者データベースから手間なく取得ができるため、効率的に重複・漏れのない適切な被災者支援が実施できる



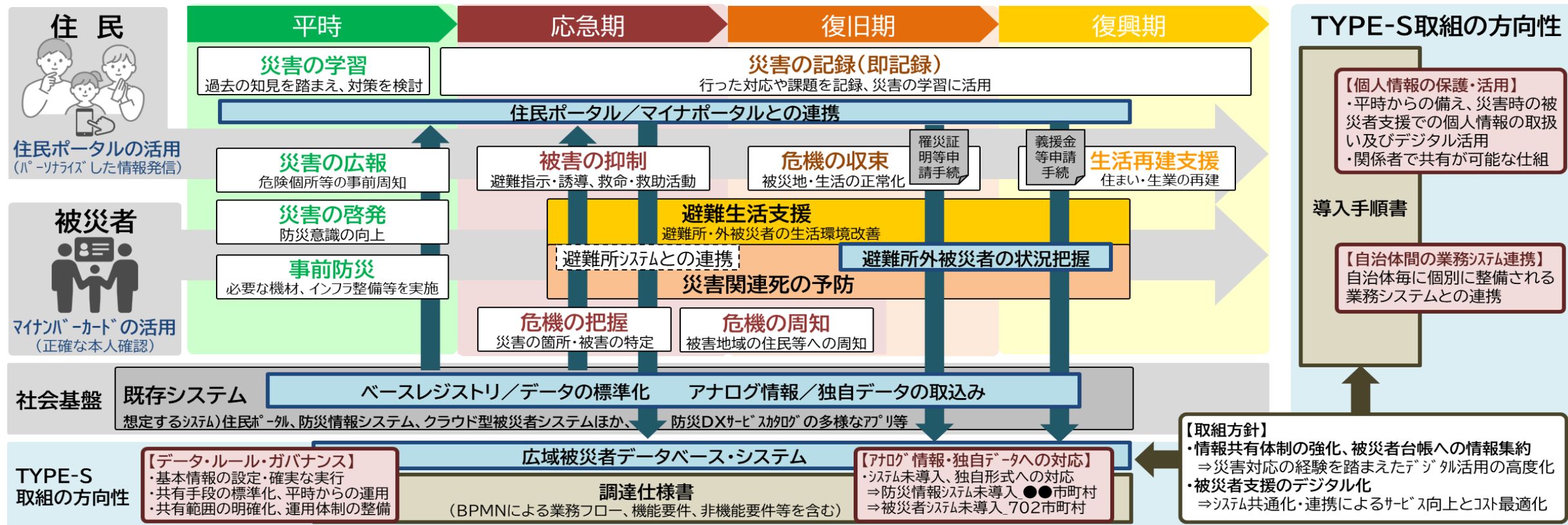
広域被災者データベース・システムの全国展開について①



(大規模広域災害における即応力の強化、災害ケースマネジメントの実効性の確保)

- 発災直後から復旧・復興まで**切れ目のないきめ細やかな被災者支援の実現**に向け、多様な関係者が連携、役割を分担し、重複や漏れがないよう、情報連携を行い、被災者の**支援に必要な情報や支援状況を一元的に「被災者台帳」に集約**するとともに**自治体システムや民間サービスと連携して、台帳情報の提供を安全かつ効率的に行う「広域被災者データベース・システム」を整備し、全国展開を行う。**

広域被災者データベース・システム イメージ



- 将来的には、激甚化・頻発化する災害に備え、可能な限り被災者の救助・支援事務が迅速かつ円滑に行われるよう、**大規模・広域災害時に都道府県の広域調整による情報連携の仕組みの構築を目指す。**